

釧路市医師会
会長 杉元 紘一 様

釧路市国民健康保険第 142 号
平成 24 年 4 月 5 日

釧路市医師会
会長 杉元 紘一 様

釧路市長 蝦名 大也



釧路市国民健康保険一部負担金の減免制度について

春暖の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市国民健康保険の事業運営に格別なご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、釧路市国保ではこれまでも、被保険者が特別な理由により一部負担金の支払いが困難と認められた場合には一部負担金の減免を行ってまいりました。

国では一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱いについて平成 22 年 9 月に取扱いの一部を改正したことから、これを受け、釧路市国保でも「釧路市国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予の取扱要綱」を改正し、保険料滞納の有無にかかわらず、一部負担金減免の対象としたところであります。

この制度につきましては、広報誌や釧路市のホームページにより被保険者にお知らせしているところですが、医療現場に携わる医療機関の皆様にも制度の趣旨と運用について知っていただくことで、この制度を広く活用できるものと考えております。

つきましては、釧路市国民健康保険一部負担金減免制度の概要を作成いたしましたので、本制度の趣旨をご理解いただき、貴会会員の皆様にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

担当 釧路市国民健康保険課保険担当
☎ 0154-31-4527

国民健康保険一部負担金(病院代等)の減免について

■ 制度の内容

この制度は、釧路市の国民健康保険に加入している被保険者が病院等で支払う一部負担金を減免する制度です。

・対象となる世帯

世帯主及び当該世帯に属する被保険者が、次のいずれかに該当したことにより、資産等及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その世帯の生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる世帯が対象となります。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、重度の障害のある者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

・減免等の種類

免除	一定期間、病院等での一部負担金の支払いはありません。
減額	一定期間、審査で決定した割合に病院等での一部負担金の支払いが減額されます。

・生活困窮の認定の基準

当該世帯が保有する預貯金の合計額が、生活保護基準額の3箇月分以下で

免除	実収月額 ≤ 生活保護基準 + 35,400円
減額	生活保護基準 + 35,400円 ≤ 実収月額 ≤ 生活保護基準 + 80,100円

・減免等の期間

免除及び減額	対象月から連続して3箇月以内、更に継続することが適当と判断された場合は、再度の申請により3箇月以内(最大6箇月)
--------	--

〔申請に必要なもの〕

申請者は世帯主となります。

- 世帯主の保険証及び印鑑
- 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書(国民健康保険課にあります)
- 申請世帯全員の収入状況や資産状況のわかるもの
- 申請の理由が証明できる書類

その他必要と認められる書類がある場合もありますので、お問い合わせください。

—お問い合わせ—

こども保健部 国民健康保険課 保険担当

☎0154-31-4527

☎0154-25-3890

✉ko-hoken@city.kushiro.hokkaido.jp